

社員配当金特殊支払特則 目次

第1条 特則の内容	第8条 解約返戻金額
第2条 基本保険の保険金が減額された場合の取扱い	第9条 債権者等による解約の効力等
第3条 基本保険が払済保険および延長保険に変更された場合ならびに転換された場合の取扱い	第10条 社員配当金
第4条 基本保険が復旧された場合の取扱い	第11条 普通保険約款の準用
第5条 保険金の受取人の変更	第12条 終身保険等に年金支払移行特約等を付加する場合の特則
第6条 基本保険の失効、解約、復活等に伴う取扱い	
第7条 減額および解約	別表 解約返戻金額例表

社員配当金特殊支払特則

第1条 (特則の内容)

- この特則は、社員配当金を基本保険に付加される払済養老保険（以下「買増保険」といいます。）の一時払保険料に充当するときの取扱いおよびその付加された買増保険の契約内容について定めたものです。この場合、基本保険とは、この特則を除く普通保険約款が適用される保険をいいます。
- 社員配当金は、割り当てられた事業年度の次の事業年度の契約日の年単位の応当日に買増保険の一時払保険料に充当します。
- 買増保険の責任開始期は、前項により社員配当金を一時払保険料に充当した時とします。
- 買増保険の保険期間は、前項の責任開始期から基本保険の保険期間の満了時まで^[1]とします。
- 買増保険の保険契約者および被保険者は、基本保険の保険契約者および被保険者^[2]と同一人とします。
- 買増保険の給付については、次に定めるところによります。

1. 満期保険金

次表に定めるところにより、基本保険の保険契約者^[3]に支払います。

イ. 支払理由	被保険者が買増保険の保険期間の満了時まで生存したときに支払います。
ロ. 支払額	買増保険の満期保険金額を支払います。

2. 死亡保険金

次表に定めるところにより、基本保険の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人^[4]に支払います。

イ. 支払理由	被保険者が死亡し、基本保険の死亡保険金または死亡給付金を支払うときに支払います。
ロ. 支払額	買増保険の満期保険金額と同額を支払います。

3. 高度障害保険金

次表に定めるところにより、基本保険の高度障害保険金の受取人^[5]に支払います。

イ. 支払理由	被保険者が所定の高度障害状態になり、基本保険の高度障害保険金を支払うときに支払います。
ロ. 支払額	買増保険の満期保険金額と同額を支払います。

- 基本保険が終身保険、生存給付金付終身保険「新長寿保険」、祝金付特別終身保険「長寿保険」、逡増年金収入保

補 則 欄

第1条補則

- 基本保険が終身保険、生存給付金付終身保険「新長寿保険」、祝金付特別終身保険「長寿保険」、逡増年金収入保障保険（祝金付終身保険型）、個人年金保険(93)、新個人年金保険、個人年金保険、保証期間付終身年金保険「しあわせの年金」、連生終身保険、特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付連生終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付限定告知型終身保険、5年ごと利差配当付終身保険（一時払い）、5年ごと利差配当付新終身保険、5年ごと利差配当付逡増終身保険（一時払い）、予定利率変動型5年ごと利差配当付逡増終身保険（一時払い）または予定利率変動型5年ごと利差配当付終身保険（一時払い）の場合には、会社の定める期間とします。
- 基本保険が連生終身保険または5年ごと利差配当付連生終身保険の場合には、第1被保険者とします。
- 基本保険が毎期精算配当付自由保険、定期付養老保険「しあわせの保険」、災害倍額保障・定期付養老保険「しあわせの保険」、逡増年金収入保障保険（養老保険型）、生存給付金付逡増年金収入保障保険、5年ごと利差配当付自由保険または5年ごと利差配当付特別養老保険の場合には満期保険金受取人とし、基本保険が個人年金保険(93)、新個人年金保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険または保証期間付終身年金保険「しあわせの年金」の場合には、年金受取人とします。
- 基本保険が連生終身保険または5年ごと利差配当付連生終身保険の場合には、第1死亡保険金受取人とします。
- 基本保険が連生終身保険または5年ごと利差配当付連生終身保険の場合には、第1被保険者の高度障害保険金の受取人とします。

障保険（祝金付終身保険型）、個人年金保険(93)、新個人年金保険、個人年金保険、連生終身保険、特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付連生終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険、5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付限定告知型終身保険、5年ごと利差配当付終身保険（一時払い）、5年ごと利差配当付新終身保険、5年ごと利差配当付通増終身保険（一時払い）、予定利率変動型5年ごと利差配当付通増終身保険（一時払い）または予定利率変動型5年ごと利差配当付終身保険（一時払い）の場合、買増保険の満期保険金については、次のとおり取り扱います。

1. 終身保険の場合

イ. 社員配当金の支払方法が利息をつけて積み立てる方法または増加生存保険の一時払保険料に充当する方法のとき

支払理由が生じた日以後保険契約者から請求があった時^[6]まで、会社の定める利率による利息をつけてすえ置いておき、保険契約者から請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者^[7]に支払います。

ロ. 社員配当金の支払方法が増加終身保険の一時払保険料に充当する方法のとき

増加終身保険の一時払保険料に充当します。ただし、保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。

2. 生存給付金付終身保険「新長寿保険」、祝金付特別終身保険「長寿保険」、通増年金収入保障保険（祝金付終身保険型）、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付連生終身保険、5年ごと利差配当付限定告知型終身保険、5年ごと利差配当付終身保険（一時払い）、5年ごと利差配当付新終身保険、5年ごと利差配当付通増終身保険（一時払い）、予定利率変動型5年ごと利差配当付通増終身保険（一時払い）または予定利率変動型5年ごと利差配当付終身保険（一時払い）の場合

前号イと同様に取り扱います。

3. 個人年金保険(93)、新個人年金保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険または個人年金保険の場合

年金支払開始日に基本保険の保険料積立金に充当して基本年金額を増額します。ただし、年金受取人から請求があったときは、年金受取人に支払います。

4. 連生終身保険の場合

イ. 社員配当金の支払方法が利息をつけて積み立てる方法または増加連生生存保険の一時払保険料に充当する方法のとき

支払理由が生じた日以後保険契約者から請求があった時^[6]まで、会社の定める利率による利息をつけてすえ置いておき、保険契約者から請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者^[7]に支払います。

ロ. 社員配当金の支払方法が増加連生終身保険の一時払保険料に充当する方法のとき

増加連生終身保険の一時払保険料に充当します。ただし、保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。

5. 特定疾病保障終身保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の場合

支払理由が生じた日以後保険契約者から請求があった時^[6]まで、会社の定める利率による利息をつけてすえ置いておき、保険契約者から請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者^[8]に支払います。

6. 5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険または5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険の場合

第1回介護年金の支払開始日に基本保険の保険料積立金に充当して基本介護年金額を増額します。ただし、介護年金の受取人から請求があったときは、介護年金の受取人に支払います。

第1条補則

[6] 保険契約が消滅した場合はその時とします。

[7] 死亡保険金または高度障害保険金の支払いのときはその保険金の受取人とします。

[8] 死亡保険金、特定疾病保険金または高度障害保険金の支払いのときはその保険金の受取人とします。

第2条（基本保険の保険金が減額された場合の取扱い）

基本保険の死亡保険金^[1]が減額されたときは、その減額の割合に応じて、買増保険の保険金を減額します。この場合、減額部分は解約されたものとし、その部分に対する解約返戻金を基本保険の解約返戻金とあわせて、保険契約者に支払います。

第3条（基本保険が払済保険および延長保険に変更された場合ならびに転換された場合の取扱い）

基本保険が払済保険^[1]もしくは延長保険^[2]に変更されたときまたは転換されたときは、買増保険は変更されないものとし、基本保険が会社の定める保険契約に転換された場合を除きます。

第4条（基本保険が復旧された場合の取扱い）

基本保険が復旧されたときは、基本保険の復旧の取扱いに準じて、買増保険についても同時に復旧の取扱いをします。

第5条（保険金の受取人の変更）

買増保険の保険金の受取人は、この特則で定める者以外の者に変更することはできません。

第6条（基本保険の失効、解約、復活等に伴う取扱い）

- ① 基本保険が失効し、解除されまたは解約されたときは、買増保険も失効し、解除されまたは解約されたものとし、買増保険の解約返戻金を基本保険の解約返戻金とあわせて、保険契約者に支払います。
- ② 基本保険が復活されたときは、基本保険の復活の取扱いに準じて、買増保険についても同時に復活の取扱いをします。
- ③ 基本保険が連生終身保険または5年ごと利差配当付連生終身保険の場合、第2被保険者が保険金の支払理由に該当したことにより保険契約が消滅したときは、買増保険も同時に消滅し、買増保険の保険料積立金を基本保険の保険金とあわせて、その保険金の受取人に支払います。
- ④ 基本保険が特定疾病保障終身保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の場合、被保険者が特定疾病保険金の支払理由に該当したことにより保険契約が消滅したときは、買増保険も同時に消滅し、買増保険の保険料積立金を基本保険の保険金とあわせて、特定疾病保険金の受取人に支払います。

第7条（減額および解約）

買増保険のみの保険金の減額および解約は取り扱いません。

第8条（解約返戻金額）

- ① 買増保険の解約返戻金額は、別表に例示します。
- ② 基本保険において保険料の立替えおよび保険契約者に対する貸付けを行うときは、買増保険の解約返戻金は基本保険の解約返戻金に加算しません。



第2条補則

[1] 基本保険が毎期精算配当付自由保険、定期付養老保険「しあわせの保険」、災害倍額保障・定期付養老保険「しあわせの保険」、通増年金収入保障保険（養老保険型）、生存給付金付通増年金収入保障保険、5年ごと利差配当付自由保険または5年ごと利差配当付特別養老保険の場合には満期保険金とし、生存給付金付終身保険「新長寿保険」、祝金付特別終身保険「長寿保険」、通増年金収入保障保険（祝金付終身保険型）、新生存給付金付定期保険、教育保険、新教育保険、5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)、5年ごと利差配当付教育保険、5年ごと利差配当付限定告知型終身保険、5年ごと利差配当付新終身保険、5年ごと利差配当付通増終身保険（一時払い）または予定利率変動型5年ごと利差配当付通増終身保険（一時払い）の場合には基本保険金とし、基本保険が個人年金保険(93)、新個人年金保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険または個人年金保険の場合には基本年金額とし、基本保険が5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険または5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険の場合には基本介護年金額とし、保証期間付終身年金保険「しあわせの年金」の場合には年金とします。

第3条補則

[1] 基本保険が個人年金保険(93)、新個人年金保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険または保証期間付終身年金保険「しあわせの年金」の場合には、払済年金保険とし、基本保険が連生終身保険または5年ごと利差配当付連生終身保険の場合には、連生払済保険とします。

[2] 基本保険が連生終身保険または5年ごと利差配当付連生終身保険の場合には、連生延長保険とします。

第9条（債権者等による解約の効力等）

債権者等による買増保険の解約に際しては、主約款に準じて取り扱います。^[1]

第10条（社員配当金）

買増保険に対する社員配当金はありません。

第11条（普通保険約款の準用）

この特則に別段の定めがないときは、この特則を除いた普通保険約款を準用します。

第12条（終身保険等に年金支払移行特約等を付加する場合の特則）

基本保険が終身保険、特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険、5年ごと利差配当付限定告知型終身保険、5年ごと利差配当付終身保険（一時払い）、5年ごと利差配当付新終身保険、5年ごと利差配当付通増終身保険（一時払い）、予定利率変動型5年ごと利差配当付通増終身保険（一時払い）または予定利率変動型5年ごと利差配当付終身保険（一時払い）の場合、年金支払移行特約、介護保障移行特約または夫婦年金支払移行特約のいずれかの特約を付加するときは、次に定めるところによります。

- 1. 年金支払移行特約、介護保障移行特約または夫婦年金支払移行特約の締結日が買増保険の保険期間満了の日の翌日以後のとき

買増保険の満期保険金^[1]を基本保険の保険料積立金に充当します。ただし、保険契約者から年金支払移行特約、介護保障移行特約または夫婦年金支払移行特約の締結日の前日までに請求があったときは、保険契約者に支払います。

- 2. 年金支払移行特約、介護保障移行特約または夫婦年金支払移行特約の締結日が買増保険の保険期間満了の日以前のとき

次表に定めるところによります。

イ. 基本保険の全部を移行するとき	(1) 買増保険は同時に消滅します。 (2) 買増保険の保険料積立金を基本保険の保険料積立金に充当します。
ロ. 基本保険の一部を移行するとき	(1) 基本保険のうち移行する部分の割合と同じ割合で、買増保険のうち一部が消滅します。 (2) 買増保険のうち消滅する部分に対する保険料積立金を基本保険の保険料積立金に充当します。



第9条補則

[1] 買増保険のみの解約は取り扱いません。

第12条補則

[1] すえ置かれた満期保険金を含めます。

別表 解約返戻金額例表

(保険金1万円につき)

満期までの 残存保険期間	保険期間満了時の被保険者の年齢				
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳
年	円	円	円	円	円
20	2,889	2,913	2,918	2,924	2,946
15	3,939	3,942	3,943	3,955	3,979
10	5,357	5,356	5,360	5,371	5,388
7	6,451	6,451	6,455	6,463	6,473
5	7,307	7,308	7,311	7,315	7,323
4	7,779	7,779	7,782	7,785	7,790
3	8,282	8,282	8,284	8,285	8,289
2	8,818	8,818	8,819	8,820	8,822
1	9,390	9,390	9,390	9,391	9,391

満期までの 残存保険期間	保険期間満了時の被保険者の年齢						
	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	85歳
年	円	円	円	円	円	円	円
20	2,987	3,055	3,171	3,363	3,669	4,113	4,717
15	4,016	4,082	4,195	4,383	4,669	5,087	5,656
10	5,417	5,469	5,558	5,700	5,919	6,242	6,688
7	6,495	6,530	6,592	6,689	6,840	7,067	7,388
5	7,336	7,360	7,398	7,461	7,559	7,708	7,926
4	7,799	7,817	7,844	7,889	7,960	8,070	8,232
3	8,295	8,306	8,323	8,352	8,397	8,468	8,575
2	8,825	8,830	8,839	8,853	8,876	8,912	8,968
1	9,392	9,393	9,396	9,400	9,407	9,417	9,433